入札公告

次のとおり一般競争入札(郵送入札)に付します。

令和7年11月4日

名古屋市長 広沢 一郎

1 入札に付する事項

(1) 件名

自動販売機設置に係る名古屋市有地及び建物の一時貸付

(2) 物件の表示

物件	種類	施設名称	設置場所	台数	最低貸付価格
番号				(台)	(月額・円)
1	清涼飲料水	鶴舞中央図書館	屋外建物西側	1	400

(3) 用途の指定

入札説明書に示すところにより、自動販売機の設置のために使用しなければならない。

(4) 貸付期間

物件番号:1 鶴舞中央図書館

令和8年3月1日から令和8年3月31日まで。また、令和8年4月1日から4年を限度に、1年を単位として更新できるものとする。

2 競争入札参加資格

入札に参加できる者は、個人又は法人とする。ただし、次の各号に掲げる 者を除く。

- (1) 地方自治法第238条の3に規定する公有財産に関する事務に従事する職員
- (2) 地方自治法施行令第167条の4第1項各号に規定する者

- (3) 地方自治法施行令第167条の4第2項各号のいずれかに該当する事実があった後3年(自動販売機設置に伴う名古屋市有地及び建物の一部貸付入札に参加し、落札決定後に正当な理由がなく契約しなかった者については3か月)を経過しない者(当該事実と同一の事由により名古屋市指名停止要綱(平成15年3月5日付け15財用第5号)に基づく指名停止(以下「指名停止」という。)を受けている者を除く。)
- (4) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申立てがなされている者(更正手続開始又は再生手続開始の決定後、新たに名古屋市競争入札参加資格審査申請を行い認定を受けた者を除く。)
- (5) 公告の日から落札決定の日までの間に指名停止の期間がある者
- (6) 公告の日から落札決定の日までの間に「名古屋市が行う契約等からの暴力 団関係事業者の排除に関する合意書」(平成20年1月28日付け名古屋市長 等・愛知県警察本部長締結)及び「名古屋市が行う公有財産の売払い及び貸 付の契約等からの暴力団関係事業者の排除に関する取扱要綱」(平成20年2 月15日付け19財管第253号)に基づく排除措置を受けている者
- (7) 公告の日から過去3年以内に、自らが管理及び運営する自動販売機(清涼飲料水)を設置した実績がない者
- 3 契約条項を示す場所、入札参加申込書及び入札説明書の配布期間等
 - (1) 契約条項を示す場所及び問い合せ先 〒466-0064 名古屋市昭和区鶴舞一丁目1番155号 名古屋市鶴舞中央図書館 庶務担当 電話 052-741-3133
 - (2) 入札参加申込書及び入札説明書の配布期間 本公告の日から令和7年11月21日(金)まで
 - (3) 入札参加申込書及び入札説明書の入手方法名古屋市公式ホームページからのダウンロードhttps://www.city.nagoya.jp/shisei/koubai/1030334/1035043/1041781.html

4 入札参加申込受付期間及び提出先

本公告に係る入札に参加しようとする者は、入札参加申込書及び必要書類を書留又は簡易書留により提出すること。

(1) 受付期間

令和7年11月4日(火)から令和7年11月21日(金)午後4時30分まで

(2) 提出先

〒466-0064 名古屋市昭和区鶴舞一丁目1番155号 名古屋市鶴舞中央図書館 庶務担当

(3) 提出書類

ア 入札参加申込書

イ 個人の場合 住民票の写し1通

法人の場合 現在事項全部証明書又は履歴事項全部証明書 1通いずれも発行後3月以内のもの(令和7年8月21日以降のもの)とし、連名の場合は連名者全員のものとする。

- ウ 法人役員等に関する調書(ただし法人の場合のみとする。)
- エ 本公告の日から過去3年以内に、自らが管理及び運営する自動販売機 (清涼飲料水)を設置した実績がわかるもの(官公庁に設置した場合は 行政財産使用許可書等の写し、民間施設の場合は契約書等の写し)
- 5 入札書の郵送方法、到達期限及び送付先
 - (1) 郵送方法 書留又は簡易書留とする。
 - (2) 入札期間

入札参加書到達から令和8年1月13日(火)午後4時30分

(3) 提出先

〒466-0064 名古屋市昭和区鶴舞一丁目1番155号 名古屋市鶴舞中央図書館 庶務担当 6 開札の日時及び場所

日時 令和8年1月14日(水)午前10時00分場所 名古屋市昭和区鶴舞一丁目1番155号

名古屋市鶴舞中央図書館 地下1階会議室

7 その他

(1) 入札回数

1回

- (2) 予定価格を総額で定めるか又は単価で定めるかの区分単価(貸付月額)で定める。
- (3) 入札保証金に関する事項 本公告に係る入札に参加しようとする者で競争入札参加資格を得た者は、 入札保証金を免除するものとする。
- (4) 契約保証金に関する事項

契約締結と同時に契約保証金として貸付月額(入札金額)の6月分を納付しなければならないものとする。ただし、名古屋市契約規則(昭和39年名古屋市規則第17号)第31条の規定により契約保証金を免除することがある。

(5) 契約書の作成の要否

要

(6) 入札の無効

本公告に示した競争入札参加資格を有しない者のした入札及び入札の条件に違反した入札は、無効とする。

(7) 落札者の決定方法

予定価格(最低貸付月額)以上で、最高価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

なお、落札となるべき同価の入札をした者が2者以上あるときは、当該 入札者にくじを引かせて落札者を決定するものとする。

(8) 契約の手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨

(9) 入札の延期又は中止

公正な入札の執行のため必要があると認めるときは入札を延期又は中止 することがある。

(10)その他

詳細は、入札説明書による。